

規 約

第1章 総 則

- 第1条 この規約は高松市学童軟式野球協会（以下「本会」）及び、香川県軟式野球連盟学童部高松支部に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会は高松市の加盟登録された学童軟式野球チームをもって構成し、それらを代表する組織体とする。
- 第3条 本会の事業年度は、毎年12月1日に始まり、11月30日に終わる。

第2章 事 務 所

第4条

本会の事務所は高松市内に置く。

第3章 目 的

- 第5条 本会は学童軟式野球の健全な普及と発展をはかり、もって青少年の心身の健全な育成を資することを目的とする。

第4章 事 業

- 第6条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。
- (1) 学童軟式野球大会の開催策定と実施
 - (2) 学童軟式野球活動の普及指導
 - (3) 審判技術の普及及び向上の指導
 - (4) 関係団体との連絡調整及び広報活動の実施
 - (5) 前各号の他、本会の目的を達成する上で適当と理事会が認めた事業

第5章 登 録

- 第7条 学童軟式野球チームの本会への登録は次のように定める。
- (1) 本会への加盟は登録をもって行い毎年これを更新する。
 - (2) 登録は所定の用紙に必要事項を記入し、登録費（金額は別に定める）を添えて申請する。
 - (3) 本会の目的に副わないチーム及び適格性を有しないチームについては、理事会の判断で、登録を認めない又は登録を取り消す事がある。

第6章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) ブロック長 | 各ブロックに1名 |
| (7) 専門委員長 | 各専門委員会に1名 |
| (8) 監 事 | 2名 |
| (9) 支部長・副支部長 | 各1名 |

第9条 役員を選出と職務は次のように定める。

- (1) 会長及び副会長は理事会において推挙する。
- (2) 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会において理事による互選で選出する。理事長は本会を代表して会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長が指名し、理事会の承認を経てこれを選任する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は登録されたチーム（過去に登録されたチームも含む）の代表者、監督、コーチ、保護者に加え、本会の審判委員会に所属する審判員より、本会の目的達成のために適任であると理事会が推薦し会長が委嘱する。理事は理事会の構成員として本会に関する事項を審議決定する。
- (6) ブロック長は、各ブロックに所属するチームより選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (7) 専門委員長は、理事会において理事の互選で選出する。ただし理事長及び監事との併任はこれを認めない。専門委員長は各専門委員会の長として担当の専門委員会の会務を執行する。
- (8) 監事は、理事会において理事の互選で2名選出する。ただし理事長、副理事長及び専門委員長との併任はこれを認めない。監事は本会の経理（会計）に関する事項を随時監査し、定時総会において監査報告する。
- (9) 支部長、副支部長は、理事会において選出する。ただし理事長、副理事長及び専門委員長との併任を認める。

第10条 役員の任期

本会の役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第11条 特別顧問及び顧問

- (1) 本会に特別顧問若干名及び顧問若干名を置く事ができる。
- (2) 特別顧問及び顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第7章 会 議

第12条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とする。

第13条 総会

- (1) 会長は毎年1回12月に定時総会を招集しなければならない。
- (2) 会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第14条 総会は次の事項を審議し決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 選任された役員の承認
- (4) 規約改正における承認

第15条 理事会

- (1) 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成し、毎年1回以上理事長

が召集する。

- (2) 過半数以上の理事が目的事項を示して理事会の開催要求があった場合、理事長は理事会を召集しなければならない。

第16条 理事会は次の事項を審議し決議する

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任
- (4) チームの登録に関する事項
- (5) 関係団体との活動に関する事項
- (6) 登録費及びチーム負担金の決定
- (7) 規約の改正に関する事項
- (8) 専門委員会の設置に関する事項
- (9) その他重要事項

第17条 本会の会務を執行するため理事会の下に役員会を置く。役員会は理事長、副理事長、専門委員長及び支部長、副支部長で構成し必要に応じ理事長が召集する。

第18条 役員会は次の事項の詳細協議及び執行を決議する。

- (1) 各事業の計画策定と実施報告
- (2) 各事業における専門委員会間の調整
- (3) 関係団体との活動における計画策定と実施報告
- (4) 慶弔に関する処理

第19条 会議の成立及び議決

- (1) 議長は理事長の指名した者とする。
- (2) 本会の会議は構成員の3分の2以上の出席を必要とする。委任者も出席したものとみなす。
- (3) 本会の会議の議決は出席者の2分の1以上の賛成をもって決める。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (4) 委任する者は、委任状の提出及び連絡網やメール等での連絡、委任者の意思が確認できるものであれば委任を認める。提出先は議長とし、委任者の議決権は認めない。

第8章 経 理

第20条 本会の予算は登録費、負担金、補助金及び寄付金等の収入をもって賄う。

- (1) 経理年度は毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。
- (2) 登録費及び経理に関することは別に定める。

第9章 専門委員会

第21条 本会の会務の執行及び運営を円滑にするため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務システム委員会
- (2) 大会委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 経理委員会
- (5) スポーツ少年団広報委員会

- 第22条 専門委員は登録されたチーム（過去に登録されたチームも含む）の代表者、監督、コーチ、保護者に加え、本会の役員より選出し、理事会において承認する。
- (1) 各専門委員の職務は別に定める。

第10章 役員の派遣

- 第23条 香川県軟式野球連盟学童部の理事として本会より理事若干名を派遣する。
- (1) 派遣理事は理事会において選出される。

第11章 懲 罰

- 第24条 本会の名誉を著しく傷つけ、また学童野球の品位を穢す行為があった場合、理事会において審議し、個人又はチームの登録の拒否、除名及び出場停止等の処分ができるものとする。

第12章 慶弔に関する事項

- 第25条 当協会役員又は関係団体（個人）に対する慶弔については次に定める
- (1) 本人が死亡又は配偶者及びその親族（第一親等まで）とする
- (2) 本人又はその親族（第一親等まで）が結婚したとき
- (3) 本人が傷病で入院したとき（10日以上入院）。但し、同じ傷病で再入院した場合は除く。
- (4) その他、役員会によりその都度検討し認められたとき。
- (5) 慶弔金又は見舞金は一律10,000円とする。但し、電報又は献花等を状況において行うものとする。
- 第26条 全国及び近県大会に派遣チームに祝金（補助費）制度は次の通りとする
- (1) 県内大会で優勝若しくはそれに準ずる成績により選抜されたチームで全国大会に派遣されるチーム20,000円
- (2) 県内大会で優勝若しくはそれに準ずる成績により選抜されたチームで近県大会に派遣されるチーム10,000円
- (3) なお、総会において表彰及び祝金（補助費）の目録贈呈を行う。

第13章 本規約の変更

- 第27条 この規約は理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得て決議し、総会の承認をもって変更する事ができる。

附 則 この規約は平成20年12月6日より施行する。

附 則 この規約は平成22年12月4日より施行する。

附 則 この規約は平成25年12月7日より施行する。

平成20年12月6日

経 理 細 則

規約第20条第2項の規定に基づき市登録費、運営協力費及び大会参加料を次のとおり定める。

- 第1条 市登録費、運営協力費、グラウンド整備費及び大会参加料の金額、納付期限は次のとおりとする。
- (1) 市登録費は10,000円とする。なお、納付期限は新規登録日とする。
 - (2) 運営協力費は10,000円及びグラウンド整備費は6,000円とする。納付期限はスポーツ少年団交流大会抽選日とする。
 - (3) 春季大会、全日本学童高松予選大会、秋季大会及び新人戦大会参加料は5,000円とする。納付期限は各大会の抽選日とする。
 - (4) スポーツ少年団交流大会の参加料は、1,000円とする。納付期限はスポーツ少年団交流大会の抽選日とする。
- 第2条 本細則は規約第16条第6項のとおり、理事会の決議をもって変更することができる。